

介護老人保健施設おぎの里

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 運営規定

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的及び運営方針)

第1条 「介護老人保健施設おぎの里 介護老人保健施設運営規定」(以下「介護老人保健施設運営規定」)に定める「施設の目的及び運営の方針」に基づき、要介護高齢者(または要支援高齢者)が可能な限りその居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所による必要な介護及びリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図る。

第2章 職員の員数、職種及び職務内容

(職員の員数)

第2条 通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション(以下、「通所リハビリテーション」には「介護予防通所リハビリテーション」を含むものとする)に従事する職員は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 医師 | 1名以上(但し、入所と兼務とする) |
| (2) 看護職員及び介護職員 | 4名以上 |
| (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1名以上 |

(職務内容)

第3条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の医学的な管理を行い、必要に応じて医療上の適切な処置を講ずる。
- (2) 看護職員は、利用者の保健衛生の保持並びに医師の指示に基づき医療行為を行うほか、通所リハビリテーション計画に基づき看護業務及び介護業務を行う。
- (3) 介護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師や看護師等他職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施および指導を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 日曜日及び年末年始(12月31日～1月3日)を除く毎日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時00分
- (3) サービス提供時間 午前8時30分～午後4時00分を基本とする。

第4章 実施単位及び利用定員

(実施単位及び利用定員)

第5条 通所リハビリテーションの実施単位は利用定員35名の1単位とする。

第5章 通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの内容及び通所リハビリテーション計画の作成)

第6条 施設は、通所者に対して食事、リハビリテーション、入浴等の通所リハビリテーションサービスを提供する。

2. 施設は、利用者の心身の状況、希望、家庭環境等を踏まえて通所リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき通所リハビリテーションサービスを提供するものとする。
3. 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画または介護予防サービス計画が作成されている場合にはその内容に沿って作成するものとする。

(通所リハビリテーションサービスの取扱方針)

第7条 通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、通所リハビリテーション計画に基づき、妥当適切に行う。

2. 通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。
3. 施設は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

(利用料)

第8条 施設は、法定代理受領サービスを提供した際には、介護報酬の告示の額から施設に支払われる介護サービス費の額を控除した額の支払いを受けるものとする。

2. 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際には、介護報酬の額と同額を利用料として支払いを受けるものとする。
3. 施設は、前二項の支払いを受けるほか、次のものについて利用者から支払いを受けるものとする。
 - ①利用者の選定による通常要する時間を超える通所リハビリテーションの提供に要する費用
 - ②食事の提供に要する費用
 - ③おむつ代
 - ④日常生活において通常必要となるものに係る費用
4. 前項の利用料は実費相当額の範囲内とし、別に定める。
5. 利用料の内容は、施設の見やすい場所に掲示し周知を図るとともに、利用の開始にあたっては利用者またはその家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

第6章 通常の事業の実施地域

第9条 通常の事業の実施範囲は、新潟市秋葉区とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(安全の保持)

第10条 利用者は、共同生活の秩序を保ち及び利用者の安全を守るため、医師及び看護職員並びに介護職員の指示に従わなくてはならない。

第8章 非常災害対策

(消防計画)

第 11 条 施設は、別に定める消防計画に基づき、火災、震災、風水害、津波その他の予防及び利用者の安全につき万全を期さなければならない。

第 9 章 その他運営に関する重要事項

(秘密の保持)

第 12 条 職員は正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員が退職した場合においても、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(苦情処理)

第 13 条 利用者からの苦情が寄せられた場合には、迅速・適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

第 10 章 その他

第 14 条 この規定に定めのない事項については「介護老人保健施設運営規定」の規定を準用する。

附 則

1. この規定は、平成 14 年 9 月 2 日から施行する。

2. 平成 15 年 10 月 1 日 一部改正

平成 16 年 5 月 1 日 一部改正

平成 17 年 3 月 21 日 一部改正

平成 17 年 4 月 1 日 一部改正

平成 17 年 10 月 1 日 一部改正

平成 18 年 4 月 1 日 一部改正

平成 19 年 7 月 11 日 一部改正

平成 21 年 6 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正